

令和5年1月に海難審判所で言い渡された裁決22件が、ホームページに掲載されました(令和5年3月)

区 分	海難審判所(東京) 2件3隻	地方海難審判所 (函館2、仙台2、横浜1、神戸5、広島3、門司3、長崎2、那覇2) 20件 28隻
海難種類(件)	衝突1、死傷等1 計2件	衝突7、乗揚6、死傷等2、施設等損傷2、衝突(単)1、転覆1、遭難1 計20件
関係船舶(隻)	旅客船1、貨物船1、漁船1 計3隻	漁船10、プレジャーボート7、貨物船5、遊漁船3、油送船1、引船1、作業船1 (プレジャーボート:モーターボート5、水上オートバイ2) 計28隻
死 傷 者(人)	死亡なし 行方不明13、 負傷10 計23人	死亡なし、行方不明なし、負傷9 計9人

上記のうち、海難審判所(東京)の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

- ① 青森県尻屋埼沖合で漁船と貨物船とが衝突し、貨物船が沈没した事例
尻屋埼南方沖合で、南下中の漁船と左旋回中の貨物船とが衝突し、貨物船が沈没した
- ② 鹿児島県根占港沖合で、旅客船の旅客が負傷した事例
根占港北西方沖合で、波浪により船首が上下に動揺し、旅客が負傷した

海難防止への
インフォメーション

① 漁船A(138トン) 貨物船B(1,989トン) 衝突事件

(尻屋埼南方沖合で、南下中の漁船と左旋回中の貨物船とが衝突し、貨物船が沈没した)

【海難概要】 夜間、尻屋埼南方沖合において、漁船A(138トン、15人乗組)が、青森県八戸港に向け南下中、貨物船B(1,989トン、14人乗組、鉄くず積載、外国籍)が、大韓民国へ向け津軽海峡を經由する予定で北上し緩やかに左旋回中、両船が衝突した

A船は、船首部に圧壊等を生じて操船していたA甲板員が負傷し、B船は、右舷中央部に破口を生じて沈没し、乗組員13人が行方不明となった

【発生日時】

令和2年2月29日 22時10分過ぎ

【死傷者】

A船: 負傷1人(甲板員)
B船: 行方不明13人(乗組員)

【発生場所】

青森県尻屋埼南方沖合

【損傷等】

A船: 船首部に圧壊、同部外板、球状船首に亀裂を伴う凹損
B船: 右舷中央部に破口、沈没

《航法の適用》海上衝突予防法(予防法)第38条及び第39条が適用される

- ・本件発生海域は、特別法である港則法及び海上交通安全法が適用されないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される
- ・衝突のおそれがある見合い関係が生じたとき、両船の位置関係は通常の運航方法をもって避航動作をとる時間的、距離的余裕があったと判断できる
- ・しかしながら、B船が旋回中で一定の針路によって航行していなかったと認められ、定型的航法を適用することができないことから、**予防法第38条及び第39条の船員の常務**が適用される

《原因等》 夜間、尻屋埼南方沖合において、南下するA船と左旋回するB船が、衝突のおそれがある態勢で接近する状況となった際、

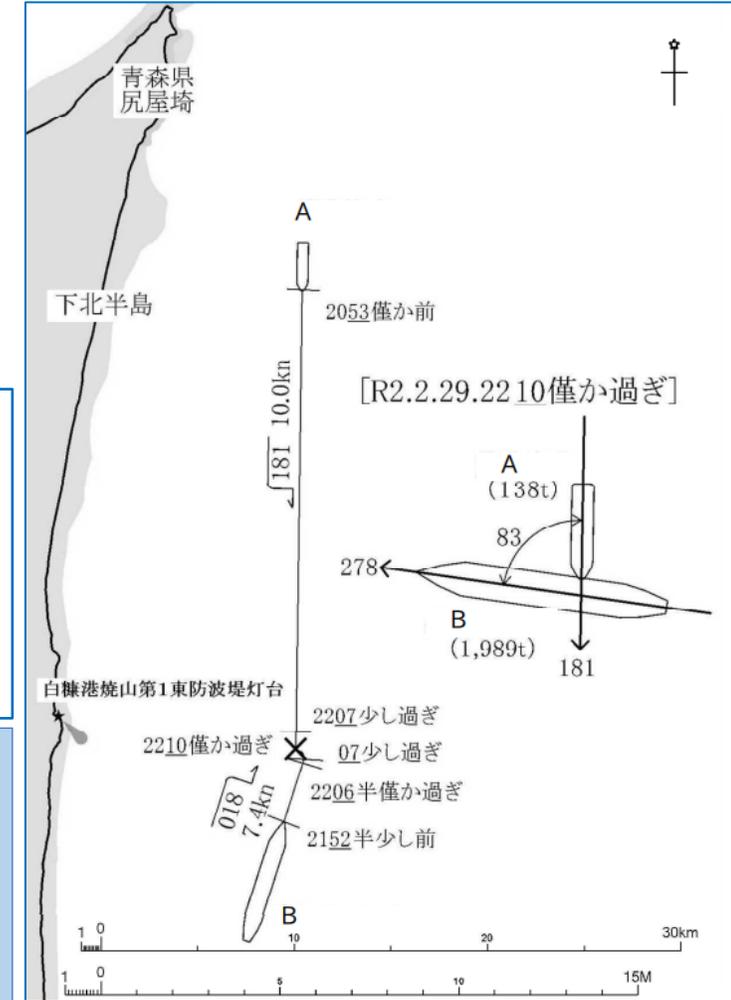
A船: **動静監視不十分**で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった

A甲板員(船橋当直者)は、衝突のおそれの有無を判断できるよう、安全に航過するまで方位変化を確かめるなど、動静監視を十分に行うべきであった

B船: **衝突を避けるための措置をとらなかった**

《背景》

A甲板員: 相手船は行き会いの関係で自船の航行に支障なく左舷方へ無難に離れていくものと思っていた



【受審人】

(A船) 甲板員: 五級海技士(航海) → 2か月業務停止
(B船) * 受審人が指定されていない

《懲戒》

海難防止への
インフォメーション

② 旅客船A(19トン) 旅客負傷事件

(根占港北西方沖合で、波浪により船首部が上下に動揺し、旅客が負傷した)

【海難概要】 鹿児島海域に海上風警報、南大隅町に強風注意報及び波浪注意報がそれぞれ発表され、北北西風が連吹する状況下、旅客船A(19トン、2人乗組、旅客55人乗船)が根占港の港口を出て北上中、波浪により船首部が動揺し、前部客室の旅客が跳ね上げられて落下し、9人が負傷した

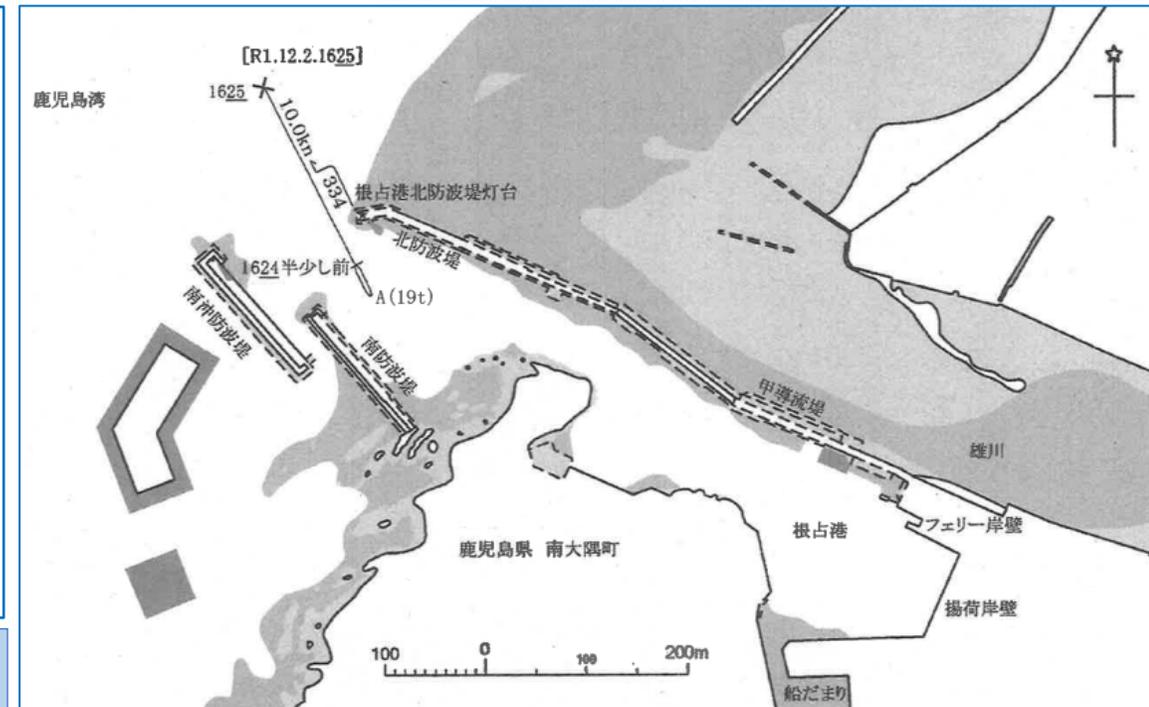
【発生日時】 令和元年12月2日 16時25分
【発生場所】 鹿児島県根占港北西方沖合
【死傷者】 負傷9人(旅客)
【損傷等】 なし

(関連情報)

- ・A船長は、発航前には根占営業所の風速計で平均風速が10メートル、突風時の風速が14メートルないし15メートルとなったことを知っていた
- ・運航基準の発航中止の条件は、港内の風速が10m以上、波高0.5m以上であった(視程省略)
- ・A船長は、営業所で待機中に、携帯電話で気象情報サイトの天気図を、テレビ放送のニュースで気象情報をそれぞれ確認したものの、鹿児島海域に海上風警報が、南大隅町に強風注意報及び波浪注意報がそれぞれ発表されていたこと、並びに風波のピークが当日の夕方であることを知らなかった
- ・A船長は、発航に際し、前部客室の船首部付近で船体動揺に注意するように口頭で旅客に伝えたものの、その内容が同部付近の旅客に伝わらず、船内放送装置を使用した出港時の船内放送を失念していた

《原因等》 鹿児島海域に海上風警報、南大隅町に強風注意報及び波浪注意報がそれぞれ発表され、北北西風が連吹する状況下、根占港において、港内の風速が運航基準に定める発航中止の条件に達した際、

- ◎ **運航基準に従って発航中止の措置をとらずに発航し**、港口を出て波浪に対して船首を立てて航行中、波浪により船首部が上下に動揺して、前部客室の椅子席に腰を掛けていた旅客が跳ね上げられて落下し、体を椅子席又は床面に打ち付けた
船長Aは、運航基準に従って発航中止の措置をとるべきであった



《背景》

- ・A船長は、平素より速力を落とせば無難に航行できると思っていた

【受審人】
(A船) 船長：小型船舶操縦士

《懲戒》
→ 2か月業務停止